

立民・共産の閣外協力は、 共産党との連合政権への第一歩

～立民・枝野代表、共産・志位委員長は「政権協力で合意」～

野党連合政権は、 共産党の政権獲得手段

9月8日、立民・共産・社民・れいわの野党4党と「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」は、安保法制の違憲部分の廃止や原発のない社会などの共通政策で合意しました。さらに9月30日、立民・枝野代表と共産・志位委員長は、「政権協力」で合意しています。

志位委員長は、「限定的な閣外からの協力」について「わが党が提唱してきた野党連合政権の一つの形態」と述べています(『しんぶん赤旗』令和3年10月1日)。これは、共産党綱領の「民主連合政府をつくるために奮闘」、「一致できる目標の範囲で統一戦線を形成」と同じ趣旨です。かつて中国では、国民党と共産党の「国共合作」の後に国民党を排除し、共産党政権を樹立しています。

「敵の出方論」 否定できない共産党

共産党の「1951年綱領」は、「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうる」と考えるのは間違いである」と「暴力革命論」を掲げます。ところが共産党は、武装闘争により国民の支持を失い、1952年の衆議院総選挙では、公認候補全員が落選します。1958年、第7回大会の中央委員会報告は、「暴力革命論」に代わって「敵の出方論」を掲げます。

「敵の出方論」は、「革命への移行が平和的な手段でおこなわれるよう努力するが、それが平和的となるか非平和的となるかは結局敵の出方による」という考え方です(『日本革命の展望』宮本顕治)。この「敵の出方論」は、1967年の「4・29論文」、1970年の『人民的議会主義』(不破哲三)でも掲げられています。志位委員長は「この表現は2004年綱領改定後は使わない」としていますが、これらを否定したのでしょうか。

政府は、「いわゆる敵の出方論」に立った「暴力革命の方針」に変更はないとの見解です。なお、共産党は、1993年、「51年綱領」を「51年文書」に用語変更しています。

「敵の出方論」 綱領に書いていない理由

先日、民放テレビのコメントーターが日本共産党について「まだ暴力的な革命というのを党の綱領として廃止していない」と発言したことに対し、共産党が強く抗議し、同局は訂正・謝罪に追い込まれました。

「敵の出方論」が綱領に書かれているのは、暴力革命の可能性を否定したからではなく共産党の方針だからです。1957年12月、宮本顕治常任幹部会員(当時)は、全国書記会議で「敵の出方論」を綱領に記述しない理由について、①党章のなかに平和的移行の可能性だけを定式化することは妥当でない、②レーニンも「綱領は、政治権力の獲得方法を規定しない」と述べている、と語っています。



「敵の出方論」が綱領に書いていない理由

